

新型コロナウイルス感染症に係る派遣労働者の 雇用維持等に関する要請 (厚生労働省)

厚生労働省は、1月7日に緊急事態宣言が行われ、新型コロナウイルス感染症による雇用への影響を一層注視する必要がある現下の状況を踏まえ、今後、労働者派遣契約の更新が多くなる年度末の時期に契約の不更新等が多発することが危惧されることから、改めて厚生労働大臣より、日本商工会議所に対し、新型コロナウイルス感染症に係る派遣労働者の雇用維持等に関する要請がありました。

事業所様におかれましては、派遣労働者の安易な契約解除を控え可能な限り更新を図るとともに、やむを得ず契約の解除や不更新を行う場合においても、派遣元とも協力しつつ新たな就業機会の確保を図ること、さらに、社員寮等に入居している労働者が離職した場合でも一定期間の入居を可能にする等について、配慮いただきますようお願いいたします。

○[要請書](#)